（案の２）

○農林水産省告示第　　号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第二条第七項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の指定する船舶を次のように定め、令和　年　月　日から施行する。

令和　年　月　日

農林水産大臣　武部　新

外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶は、次の各号のいずれかに該当する船舶とする。

一　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条第三号及び第四号に掲げる法人以外の日本法人又は日本国民でない者が所有する船舶であって、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が所有する同法第二条第二項に規定する遊漁船

二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項の規定による承認を受けることを

目的として、水産庁長官が事前に輸出のための確認をした船舶であって、当該輸出のため国内の港から外国の港まで回航されるもの（当該回航に付随して国内の港間を回航するものを含む。）